省令

○総務省令第七十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局（次号に掲げるものを除く。）

一　広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する陸上移動中継局

二　屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局

三　広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する陸上移動中継局

第十五条の三第十号中「前条第二項」を「前条第二項第二号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　前条第二項第一号に規定する基地局

(1)　設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(2)　設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。）

(3)　設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。）

(4)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。）

(5)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。）

第十五条の三に次の一号を加える。

十二　前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

(1)　設備規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(2)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(3)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

第十六条第一号中「一〇ミリワット」を「一ワット」に改める。

第三十三条第二号中「航空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないもの」を「同条第一号に掲げるもの（航空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。）」に改め、同条第六号(1)中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二第二項第二号」に改める。

第三十八条第六項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、「不合理である無線局については」を「不合理である無線局にあつては」に改め、「告示する方法」の下に「。第八項において同じ。」を加え、同条第七項中「免許状」の下に「（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

第四十一条の三中「除く。）の日」の下に「（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）にあつては、当該特定無線局を開設した日）」を加える。

第五十一条の十五第二項の表中

三の五　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十九第一項、法第二十七条の三十一、法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所））

を

三の五　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（三の六の項に掲げる無線局を除く。）	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）
三の六　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（第十六条第一号に掲げる無線局に限る。）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所）

に改め、同表五の項中「三の四の項から三の六の項まで」に改める。

別表第二号の二の二の表1の項から4の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表5の項中「9の項及び10の項」を「9の項から11の項まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同表6の項から8の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表中

1　載	3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する陸線局（10の項に掲げる無線局を除く。）
(1) (2)	
2　5	
(1)	
(2)	
(3)	
10　包括免許に係る特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）	
1　式	
2　に	
(1)	
(2)	